

# 日立市立滑川中学校父母と先生の会(PTA) 会則

## 第1条 名称および所在地

本会は日立市立滑川中学校父母と先生の会と称し、事務所を日立市立滑川中学校におく。

## 第2条 目的

本会は学校と家庭が協力して、生徒の健全な育成をはかることを目的とする。

## 第3条 活動

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1) 会員の教養向上に関すること
- (2) 学校教育の理解と家庭教育の振興に関すること
- (3) 生徒の校外生活指導に関すること
- (4) 地域教育環境の改善に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要なこと

## 第4条 会員

本会の会員は滑川中学校在生徒の保護者と教職員ならびに本会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。

## 第5条 会計および会計年度

本会の経費は会費および寄付金をもってこれにあて会費は一家庭月額170円とし、慶弔費もこれに含む。会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6条 役員

本会には次の役員をおく。会長1名、副会長4名、書記2名、会計2名  
なお、役員数の若干名の増減については認めることとする。

## 第7条 役員を選出

役員は運営委員会で役員選考委員を選出し、候補者の選考にあたり、総会の承認を得る。

## 第8条 役員の任務

- (1) 会長は会務を総理し、会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 書記、会計は会長の指示により庶務及び会計を処理する。

## 第9条 役員の任期

役員の任期は1ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第10条 総会

総会は会長が招集し、会務の報告、決算の承認、予算の決定、役員及び会計監査委員の承認その他会の運営に必要な事項は出席者の過半数をもって議決する。議長はそのつど選出する。総会は委任状を含めた5分の1以上の出席をもって成立する。臨時総会は会長及び会員の5分の1以上の要請があった場合に開くことができる。

## 第11条 運営委員会

運営委員会は会長が招集し、役員、学校長、各種正副部長をもって構成し会長が議長となる。

運営委員会の任務は次の通りとする。

総会提出議案の審議、専門部より提案された計画の審議、専門部の細則の変更と決定その他緊急事項の処理を行う。

## 第12条 会計監査

本会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおく。会計監査委員は運営委員会で指名し総会の承認をえる。任期は1ヵ年とする。

## 第13条 委員

本会に次の委員をおく。(1)学級委員

## 第14条 委員の選出

学級委員は次のように選出する。

- (1)学年より第17条(1)～(3)の委員を若干名
- (2)学級より第17条(4)の学年部の委員を2名

## 第15条 委員の任務

委員は各専門部に属して本会の目的達成につとめる。

## 第16条 委員の任期

委員の任期は1ヵ年とする。ただし、重任は妨げない。

## 第17条 専門部

本会の事業推進のため次の専門部をおき細則は別に定める。

- (1)広報部 (2)校外生活指導部 (3)学年部 1年部 2年部 3年部

## 第18条 会則変更

会則の変更は運営委員会で審議し、総会にはかり決定する。

## 第19条 会則外事項

会則外事項に関してはすべて運営委員会において審議決定する。

## 付 則

- (1) この会の慶弔規定は別に定める。
- (2) 本則は昭和61年4月26日より一部改正する。
- (3) 本則は平成11年4月17日より一部改正する。
- (4) 本則は平成13年4月14日より一部改正する。
- (5) 本則は平成14年4月25日より一部改正する。
- (6) 本則は平成17年4月23日より一部改正する。
- (7) 本則は平成29年4月15日より一部改正する。
- (8) 本則は令和3年4月10日より一部改正する。
- (9) 本則は令和6年4月26日より一部改正し、令和7年4月1日から実施する。

## 専 門 部 細 則

第1条 この細則は会則第17条にもとづいて定める。

第2条 広報部・校外生活指導部・学年部は学級より選出された委員と学校側より選出された委員をもって構成する。

第3条 会長は必要により校外生活指導部の委員を会員以外からも委嘱することができる。

第4条 専門部には部員の互選により部長1名、副部長2名をおく。ただし、副部長の1名は学校職員をもってあてる。正副部長は運営委員会の委員となる。

第5条 専門部は部長が招集し担当事項について計画し、運営委員会にはかり活動する。

第6条 各専門部の活動は次のとおりとする。

- (1) 広 報 部 会報の発行,その他の広報活動
- (2) 校外生活指導部 生徒の校外指導,地区子供会の育成,地域の教育環境の改善
- (3) 学 年 部 学年父母の会の運営,講演会,優良校視察,講習会,研修会,その他の教養活動

第7条 校外生活指導部の協議機関として校外生活指導委員会をおき,地区の教育環境の改善ならびに校外指導の充実をはかる。

第8条 専門部の細則は運営委員会で変更することができる。

付 則 (1) 本細則は昭和55年5月17日より実施する。

- (2) 本細則は令和6年4月26日に改正し、令和7年4月1日から実施する。